

古代日本の地名表記のおもしろさ

北川 和秀

一、国名の二文字化

大宝年間（七〇一〜七〇四）、国名表記が二文字化された。訓から音へという傾向も見られるが、それは強いものではない。好字意識もうかがえる。

① 三字を二文字にした例

- ・ 近淡海↓近江、遠淡海↓遠江、素留宜↓駿河、上毛野↓上野、下毛野↓下野、无耶志↓武蔵、多遅摩・多遅麻↓但馬、波伯吉↓伯耆、吉備道中・吉備中↓備中、筑志前↓筑前

② 一字を二文字にした例

- ・ 倭↓大倭、嶋↓志麻・志摩、木↓紀伊、粟↓阿波

③ 訓字を字音仮名にした例

- ・ 三野・御野↓美濃、科野↓信濃、稲羽↓因幡、針間↓幡磨↓播磨、津嶋↓対馬

*表記の変更がなかったと思われる国々

- ・ 伊賀、伊勢、伊豆、甲斐、隠伎、土左（以上は字音仮名）
- ・ 尾張・尾治、出雲、日向（以上は訓字）

*大宝以降に新設された国々（カッコ内の数字は設置年）。

- ・ 美作(713)、安房(718)、能登(718)、諏訪(721)、薩麻↓薩摩（以上は字音仮名）
- ・ 出羽(712)、大隅(713)、石城(718)、石背(718)（以上は訓字）
- ・ 丹後(713)（以上は音訓交用）

二、郡郷里名の二文字化

① 凡そ諸国部内の郡里等の名は、並に二文字を用ゐ、必ず嘉き名を取れ。（凡諸国部内郡里等名、並用二字、必取嘉名。）（『延喜式』民部上）

② 制すらく。畿内と七道との諸国の郡郷の名は、好き字を着けしむ。（制。畿内七道諸国郡郷名、着好字。）（『続日本紀』和銅六年五月二日条）713

③ 其の郷の名の字は、神龜三年（七二六）の民部省の口宣を被りて、改めぬ。（其郷名字者、被神龜三年民部省口宣、改之。）（『出雲国風土記』総記）

- ・ 美談の郷 本の字は三太三なり。（出雲郡）、三屋の郷 本の字は三刀矢なり。
- ・ 飯石の郷 本の字は伊鼻志なり。来嶋の郷 本の字は支自真なり。（以上飯石郡）
- ・ 拝志の郷 本の字は林なり。（意宇郡）、多祢の郷 本の字は種なり。（飯石郡）

	一字表記地名	二字表記地名	三字表記地名	四字表記地名
天武朝木簡	(九・三%)	(八一・五%)	(八・三%)	(〇・九%)
長屋王家木簡	(二・三%)	(八五・三%)	(五・八%)	(〇・七%)
二条大路木簡	(一・七%)	(五一・六%)	(一・九%)	〇
長岡京木簡	(二・五%)	(一七・〇%)	〇	〇

- ① 天武朝木簡は、六六〇年代〜六八七年
- ② 長屋王家木簡は、和銅三年（七一〇）〜靈龜三年（七一一）
- ③ 二条大路木簡は、天平六年（七三四）〜一〇年（七三八）の五年間を中心とする期間（和銅五年（七一二）のもの一点、神龜二年（七二四）のもの一点を含むが、天平七・八年（七三五〜七三六）の二年間のものが七一%を占める）
- ④ 長岡京木簡は、延暦三年（七八四）〜一三年（七九四）

三、行政単位名の変遷

西暦	年号	干支	天皇	国以下	事項	
六九三	持統七	癸巳	持統	評里	藤原宮に遷都	
六九四	八	甲午				
六九五	九	乙未				
六九六	一〇	丙申				
六九七	文武元	丁酉				
六九八	二	戊戌	文武			
六九九	三	己亥				
七〇〇	四	庚子				
七〇一	大宝元	辛丑				大宝律令を制定
七〇二	二	壬寅				大宝律令を施行

七〇三	慶雲	元三	癸卯	郡里
七〇四	元	甲辰	乙巳	
七〇五	元	乙巳	丙午	郡里
七〇六	元	丙午	丁未	
七〇七	和銅	元四	戊申	郡里
七〇八	元	己酉	庚戌	
七〇九	元	己酉	辛亥	郡里
七一〇	元	庚戌	壬子	
七一一	元	辛亥	癸丑	郡里
七一二	元	壬子	甲寅	
七一三	元	癸丑	乙卯	郡里
七一四	元	甲寅	丙辰	
七一五	養老	元二	丁巳	郡里
七一六	元	丙辰	丁巳	
七一七	元	丁巳	戊午	郡里
七一八	元	戊午	己未	
七一九	元	己未	庚申	郡里
七二〇	元	庚申	辛酉	
七二一	元	辛酉	壬戌	郡里
七二二	元	壬戌	癸亥	
七二三	元	癸亥	甲子	郡里
七二四	元	甲子	乙丑	
七二五	元	乙丑	丙寅	郡里
七二六	元	丙寅	丁卯	
七二七	元	丁卯	戊辰	郡里
七二八	元	戊辰	己巳	
七二九	元	己巳	庚午	郡里
七三〇	元	庚午	辛未	
七三一	元	辛未	壬申	郡里
七三二	元	壬申	癸酉	
七三三	元	癸酉	甲戌	郡里
七三四	元	甲戌	乙亥	
七三五	元	乙亥	丙子	郡里
七三六	元	丙子	丁丑	
七三七	元	丁丑	戊寅	郡里
七三八	元	戊寅	己卯	
七三九	元	己卯		郡里

郡里制はこの年の末頃まで

出雲国風土記勘造

民部省の口宣（地名を（好字）二字に）

日本書紀撰進

郷里制施行か

養老律令成立

郷里

古事記撰進

風土記撰進の詔（地名を好字（二字）に）

平城京に遷都

七四〇	一二	庚辰	郡郷	藤原広嗣の乱。恭仁京に遷都
七四一	一三	辛巳		

四、郡郷里名二文字化の時期（遠敷郡から考える）

地名表記二文字化の早い例は、風土記撰進の詔の和銅六年よりも数年さかのぼる。明確な例は若狭国ヲニフ評（郡）の表記である。

年号	小丹生評・郡	遠敷郡
文武元（六九七）	若狭国小丹生評岡田里《藤》 若狭国小丹《生里》《藤》 若狭国小カ ^カ 丹 ^カ 評 ^カ 方里 ^カ 《藤》 若狭国小丹 ^{生カ} 三分里 ^カ 《藤》 若狭国小丹生郡手巻里《藤》 若狭国小丹生郡《長》	若狭国遠敷郡遠敷里《城》 若狭国遠敷郡玉杵里《城》 若狭国遠敷郡玉置郷《城》 以後、「遠敷郡」多数
二（六九八）	若狭国小丹 ^{生カ} 三分里 ^カ 《藤》 若狭国小丹 ^{生カ} 三分里 ^カ 《藤》 若狭国小丹生郡手巻里《藤》 若狭国小丹生郡《長》	若狭国遠敷郡遠敷里《城》 若狭国遠敷郡玉杵里《城》 若狭国遠敷郡玉置郷《城》 以後、「遠敷郡」多数
未詳（大宝以後）	若狭国小丹生郡手巻里《藤》 若狭国小丹生郡《長》	若狭国遠敷郡遠敷里《城》 若狭国遠敷郡玉杵里《城》 若狭国遠敷郡玉置郷《城》 以後、「遠敷郡」多数
和銅三（七一〇）	若狭国小丹生郡手巻里《藤》 若狭国小丹生郡《長》	若狭国遠敷郡遠敷里《城》 若狭国遠敷郡玉杵里《城》 若狭国遠敷郡玉置郷《城》 以後、「遠敷郡」多数
四（七一）	若狭国小丹生郡野里《庭》	若狭国遠敷郡遠敷里《城》 若狭国遠敷郡玉杵里《城》 若狭国遠敷郡玉置郷《城》 以後、「遠敷郡」多数
五（七一）	若狭国小丹生郡野里《庭》	若狭国遠敷郡遠敷里《城》 若狭国遠敷郡玉杵里《城》 若狭国遠敷郡玉置郷《城》 以後、「遠敷郡」多数
六（七一）	若狭国小丹生郡野里《庭》	若狭国遠敷郡遠敷里《城》 若狭国遠敷郡玉杵里《城》 若狭国遠敷郡玉置郷《城》 以後、「遠敷郡」多数
養老二（七一八）	若狭国小丹生郡野里《庭》	若狭国遠敷郡遠敷里《城》 若狭国遠敷郡玉杵里《城》 若狭国遠敷郡玉置郷《城》 以後、「遠敷郡」多数

「丹生」は辰砂（水銀と硫黄の化合物）などを含む赤土を産する地の地名で、郡郷里名や神社名に多く見られる。「小丹生」の「小」は「小筑波」や「小新田山」などと同じく、接頭辞であろう。「小丹生」というのはごく自然な表記である。これに対し、「遠敷」は、「遠」を「オニ」、「敷」を「フ」と読ませたものである。語構成の点からも不自然で、二文字の指示でもなければ思い付かないような表記であろう。そして、「敷く」には「治める」「統治する」という意味があるので、「遠敷」という文字列には「末永く地域を治める」といった意味合いを読み取ることができよう。この表記は二字の嘉字であると見ることが出来る。この木簡には和銅四年四月の年紀がある。

大倭国「葛^カ下^カ郡」、隱伎国「周^カ吉^カ郡」などについても和銅六年よりも古い可能性のある木簡が存在する。「葛下」は、本来は「葛城下」と書いたものを二文字化する必要上、二文字目を省いたものである。「周吉」は古くは「次評（郡）」の表記が定着していた。「周吉」には「あまねくよし」という嘉字意識が伺える。

五、地名二字化の方法の例

《一字↓二字。二音節地名》

① 一字の訓字を二字の字音仮名（一字一音）に変更

所在地	一字表記	二字表記
讚岐国	綾郡（藤原宮木簡）	阿夜郡（長屋王木簡）
若狭国遠敷郡	青郷（平城宮木簡・天平二）	阿野郡（二条大路木簡）
遠江国磐田郡	大郷（磐田市御殿・二之宮木簡）	安遠里（長屋王木簡）
伊豆国	鴨評（石神遺跡・天武十）	飢宝郷（和名抄）
志摩国	嶋郡（藤原宮木簡）	賀茂郡（平城宮木簡・天平二）
越前国大野郡	下郷（平城宮木簡）	志摩郡（平城宮木簡）
播磨国	高郡（二条大路木簡）	資母郷（和名抄）
武蔵国	仲評（飛鳥京木簡）	多可郡（二条大路木簡）
常陸国	仲郡（藤原宮木簡）	那珂郡（和名抄）
阿波国	長評（藤原宮木簡）	那賀郡（平城宮木簡）
阿波国那賀郡	原郷（平城宮木簡）	那賀郡（長屋王家木簡）
遠江国	淵評（伊場木簡・文武三）	幡羅郷（二条大路木簡・天平七）
若狭国三方郡	耳五十戸・耳里（藤原宮木簡）	敷智郡（平城宮木簡）
隠伎国役道郡	村五十戸（石神遺跡木簡）	美々里（藤原宮木簡）
近江国	安評（石神遺跡木簡）	弥美郷（平城宮木簡）
筑前国	岡郡（大宰府不丁地区木簡）	武良郷（二条大路木簡）
		夜珠郡（国郡未詳計帳・天平五）
		遠賀郡（大宰府不丁地区木簡）

「安遠」「飢宝」「賀茂」「周吉」「多可」「敷智」「弥美」「遠賀」などは好字の組合せと考えられ、これらについては意識的に文字を選定した可能性がある。

② 一字の訓字にもう一字を付加

所在地	一字表記	二字表記
筑前国志摩郡	韓（郷）（元岡遺跡群木簡）	韓良郷（和名抄）
筑前国	岡郡（大宰府不丁地区木簡）	岡賀郡（大宰府不丁地区木簡）
尾張国	海評（飛鳥京木簡・天武七）	海部郡（藤原京木簡・長屋王木簡）
安房国安房郡	松里（藤原宮木簡・文武三）	松樹郷（二条大路木簡・天平七）
近江国蒲生郡	西里（長屋王木簡）	西生郷（和名抄）

武蔵国には橘樹郡がある。和名抄ではこの郡名には「太知波奈」の訓を付す。

《一字↓二字。三音節地名》

③ 一字の訓字を二字の字音仮名（うち一字は二音節）に変更

所在地	一字表記	二字表記
伊勢国安濃郡	梶里（平城宮木簡）	英太郷（和名抄）
播磨国	粒評（飛鳥池木簡）	揖保郡（平城宮木簡）
近江国犬上郡	瓦里（長屋王木簡）	甲良里（長屋王木簡）
上野国	車評（藤原宮木簡）	群馬郡（和名抄）
山背国紀伊郡	林郷（阿刀老女等啓・天平宝字二）	拝志郷（和名抄）
越前国坂井郡	袋郷（長岡京木簡・延暦八）	福留郷（和名抄）
美濃国賀茂郡	度里（飛鳥京木簡・持統二）	日理郷（和名抄）

「福留郷」の「留」は通常は「る」の仮名であるが、和名抄には、この郷に「布久呂」の訓を付しており、「留」を「ろ」と訓ませたことがわかる。「ふくる」と誤読されることも厭わず、「福が留まる」という好字を選んだのであろう。

《一字↓二字。一音節地名》

④ 一字の訓字を二字の訓字に変更（翻訳）

所在地	一字表記	二字表記
伊与国	湯評（飛鳥池木簡）・湯郡（長屋王木簡）	温泉郡（長岡京木簡）

⑤ 一字の訓字を二字の字音仮名（一字目の母音を二文字目として添え、不読）に変更

所在地	一字表記	二字表記
参河国	穂評（石神遺跡）・穂郡（平城宮木簡）	宝飢郡（二条大路木簡）

地名「ほ」を字音仮名に改め、それに続けて「ほ（Fo）」という音節の母音oを字音仮名で付加。訓みは「ほお」ではなく「ほ」のままが変わらなかつたであろう。「飢」には「飽きる」「満足する」という意味があるので、「宝飢」という文字の選択には好字意識が伺われる。しかし、後世、「飢」の字は形の似た「飯」の字に誤られ、訓みも「ほい」と変わるに至った。↓この例多数。後述。

《三字以上↓二字》

⑥ 三字の訓字を二字の字音仮名（うち少なくとも一字は二音節）に変更

所在地	三字表記	二字表記
上総国	馬来田評（藤原京木簡）	□□「望陀カ」（平城宮木簡）
若狭国	小丹生評（藤原宮木簡・文武元）	遠敷郡（平城宮木簡・和銅四）
伊勢国	猪名部評（飛鳥京木簡）	員弁郡（和名抄）
上野国	大荒城評（藤原宮木簡）	邑楽郡（和名抄）

⑦ 地名を構成する一部の要素の表記を削除

所在地	三字表記・四字表記	二字表記
大倭国	葛木下郡（藤原宮木簡）	葛下郡（大倭国正税帳・天平二）
大倭国	志貴上郡（平城宮木簡・和銅六）	城上郡（大倭国正税帳・天平二）
遠江国	長田上郡（平城宮木簡）	長上郡（平城京木簡・天平二〇）
摂津国	三嶋上郡（平城宮木簡）	嶋上郡（二条大路木簡）
近江国坂田郡	上坂田郷（二条大路木簡）	上坂郷（二条大路木簡）
備後国三次郡	下三次里（平城宮木簡）	下次郷（和名抄）
美濃国方県郡	志淡思郷（写書所解・天平二〇）	思淡郷（和名抄）
隠岐国	知夫利評（石神遺跡木簡）	智夫郡（隠伎国正税帳・天平五）
下野国足利郡	波自可里（藤原宮木簡・大宝三）	土師郷（和名抄）
美濃国山県郡	三井田里（御野国戸籍・大宝二）	三田郷（和名抄）
備中国賀夜郡	矢田部里（飛鳥池木簡）	八部郷（和名抄）
美濃国	安八麻評（飛鳥京木簡）	安八郡（平城京木簡）
土左国長岡郡	大曾祢里（藤原宮木簡）	大曾郷（和名抄）
美作国	勝間田郡（藤原宮木簡）	勝田郡（平城宮木簡）
美濃国大野郡	栗須太里（石神遺跡木簡）	栗田郷（平城宮木簡）
越前国丹生郡	中津山里（長屋王木簡）	中山里（長屋王木簡）
伊勢国河曲郡	安麻手里（長屋王木簡）	海部郷（和名抄）

前半は、元の郡郷里を上・下に分割したことで生じた三字の地名を二文字化した例。「上」「下」の文字は残し、それ以外の部分から一字を削るか、あるいは別の文字に置き換えるかして二文字化を実現。三字の地名を二文字化するにあたって、「上」「下」の文字は残さざるを得ず、残る要素を一字で表記しなければならぬとなれば、それは最早不可能ということ、万策尽きた結果がこれらの表記なのであろう。二文字化された地名

の訓みは元のままであろうが、いずれも字に即してそのように訓むことは無理であり、表記は訓みを反映していない。約束事に支えられて表記が成立している。後半はそれ以外のもの。この中には、和名抄を見ると、「大曾」に「於保曾祢」、「勝田」に「加豆万多」、「中山」に「奈加豆也末」（高山寺本）など、二文字化される前の表記と合致する訓の付いているものがある。これ以外のものも、多くは二字表記化されても訓みは旧表記のままなのであろう。

六、二文字化初期の段階における字音仮名志向の例

- ① 前玉郡（藤原京木簡）↓策軍郡（長屋王家木簡）↓埼玉郡（和名抄）武蔵国
- ② 甘作郡（平城京二条大路木簡）↓神埼郡（平城京二条大路木簡）近江国
- ③ 紀甲郡（藤原宮木簡）↓城飼郡（和名抄）遠江国
- ④ 尺太郎（平城京二条大路木簡）↓坂田郡（平城京二条大路木簡）近江国
- ⑤ 讚信郡（長屋王家木簡）↓更級郡（屋代遺跡木簡。長岡京木簡）信濃国
- ⑥ 播信郡（長屋王家木簡）↓埴科郡（平城京二条大路木簡）信濃国
- ⑦ 半布里（御野国加毛郡戸籍・大宝二）↓埴生郷（和名抄）美濃国

七、焼津

○益頭郡益頭郷（和名抄、東急本に「萬之都」の訓あり）駿河国

失火處多

（卜部兼右本日本書紀 天智六年三月十九日条）

八、同一表記（二字好字）が各地に見える例

- ① 押師 讚岐国山田郡押師郷（東急本訓「波也之」）、阿波国阿波郡押師郷（諸本訓「波也之」、名博本訓「ハヤシ」）、備中国浅口郡押師郷（高山寺本訓「波也之」、東急本訓「林」）、丹後国与謝郡押師郷（高山寺本訓「波也之」）、丹波国天田郡押師郷、丹波国何鹿郡押師郷、尾張国中島郡押師郷、加賀国石川郡押師郷（高山寺本訓「波世之」、東急本・刊本訓「波也之」）、越中国礪波郡押師郷（東急本訓「波也之」、常陸国茨城郡押師郷）
- ② 押志 伊予国越智郡押志郷（高山寺本・流布本訓「波也之」）、伊予国浮穴郡押志郷、出雲国意宇郡押志郷、河内国志紀郡押志郷、山城国紀伊郡押志郷（高山寺本訓「波夜之」、刊本訓「波以之」）、山城国久世郡押志郷

- ③ 那珂 日向国那珂郡、筑前国那珂郡、筑前国那珂郡那珂郷、讃岐国那珂郡、播磨国多可郡那珂郷、大和国平群郡那珂郷、大和国宇智郡那珂郷、大和国吉野郡那珂郷、美濃国安八郡那珂郷、美濃国席田郡那珂郷、美濃国各務郡那珂郷、越後国魚沼郡那珂郷、武蔵国那珂郡、武蔵国那珂郡那珂郷、武蔵国幡羅郡那珂郷、常陸国那珂郡、常陸国那珂郡那珂郷
- ④ 那賀 老岐国老岐郡那賀郷、伊予国風早郡那賀郷、伊豆国那賀郡、阿波国那賀郡、石見国那賀郡、伊豆国那賀郡那賀郷、伊豆国賀茂郡那賀郷

九、一音節地名を、母音相当の一文字を加えて二文字化した例

- ① 大隅国噌吟郡「首於」
- ② 日向国児湯郡靉吟郷
- ③ 肥前国基肄郡、肥前国基肄郡肆郷「木伊」
- ④ 肥後国八代郡肥伊郷
- ⑤ 豊前国田河郡雉怡郷
- ⑥ 筑前国早良郡毗伊郷「比」
- ⑦ 讃岐国苅田郡紀伊郷
- ⑧ 長門国大津郡由宇駅
- ⑨ 周防国玖珂郡由宇郷
- ⑩ 出雲国大原郡斐伊郷
- ⑪ 安藝国沼田郡都宇郷
- ⑫ 安藝国佐伯郡濃吟郷
- ⑬ 備後国沼隈郡津宇郷
- ⑭ 備中国都宇郡「津」
- ⑮ 和泉国日根郡呼吟郷
- ⑯ 紀伊国、紀伊国名草郡野応郷
- ⑰ 山城国紀伊郡「支」、山城国紀伊郡紀伊郷
- ⑱ 近江国浅井郡都宇郷
- ⑲ 参河国宝飯郡「穂」
- ⑳ 越後国頸城郡都有郷「都宇」（東急本）、「豆宇」（高山寺本）

